

小浜市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画（概要版）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から健康保険の保険者にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（特定健診）と特定保健指導の実施が義務付けられました。

小浜市国民健康保険（国保）でも40歳から74歳までの被保険者に対して「第1期特定健康診査等実施計画」に添って、特定健診・特定保健指導を実施してきました。

今回、第1期の評価を踏まえ、平成25年度からの「第2期特定健康診査等実施計画」を国の基本指針に基づき作成しました。

1 計画の趣旨

第1期の5年間に実施してきた特定健診・特定保健指導の評価を行うとともに、そこから見えてきた現状と課題を踏まえ、特定健診・特定保健指導の実施率の向上に努め、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に加え、重症化予防にも取り組んでいきます。

2 計画の期間

第2期は、平成25年度から平成29年度とし、5年後に見直しを行います。

3 小浜市国保の現状と課題

(1) 第1期特定健診・特定保健指導実施状況

	目標値	実績				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
特定健診受診率	65%	24.3%	27.2%	28.2%	29.6%	—%
特定保健指導実施率	45%	19.6%	70.3%	50.9%	49.5%	—%

(2) 現状と課題

福井県の一人当たりの年間医療費は、平成22年度の実績では全国で18番目です。

小浜市での1人当たりの医療費は、289,828円で、全国平均の299,333円より9,505円安く、県平均の323,672円より33,844円安くなっています。

小浜市の生活習慣病の状況を特定健診の結果から見ると、糖尿病有病者は9.9%、血圧分類がⅡ度、Ⅲ度の高血圧者は県内第1位で12.4%、LDLコレステロール高値者は9.6%と多く、今後、動脈硬化の進行による心臓・脳血管疾患の患者を増やす原因になっていると考えられます。

また、小浜市は、尿蛋白（+）以上、eGFR（推算糸球体濾過量）60未満の者が年々増加しており、将来人工透析になる人が多くなると予測されます。そのうえ、糖尿病からの人工透析者も増加している状況です。

このような状況を踏まえて、これまでの保健指導対象者（メタボ該当者・予備群）に加え、高血圧、腎臓病、糖尿病の重症化予防についても積極的に取り組んでいきます。

4 小浜市国保の目標値

国が示す特定健診・特定保健指導それぞれの目標値60%を達成できるよう、段階的に各年度の目標を設定し、これら目標の達成に向けた取り組みを強化します。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健診受診率	31%	35%	40%	50%	60%
特定保健指導実施率	50%	55%	55%	60%	60%

5 特定健診の実施

これまで実施してきた対策に加え、住民1人ひとりをお大切にとらえ、未受診者訪問等を徹底し、特定健診の必要性を住民に訴えていきます。

① 実施形態

実施形態	集団健診	個別健診
実施場所	健康管理センター、公民館	指定する病院など
時期	5月から12月の間の指定する日	4月から翌年3月

② 委託契約方法

集団健診については、特定健診実施登録機関の中から実施可能な機関を選定し委託予定です。

また、個別健診については、県医師会が実施する病院などの取りまとめを行い、県医師会と市町国保側の代表機関が集合契約を行います。

6 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施については、保険者直接実施・保健部門への執行委任の形態で行います。計画書（P32）の要保健指導対象者の見込み、選定、優先順位・支援方法に添って実施します。

（平成23年度から対象者を抽出）

保健指導レベル	見込数	目標実施率	支援方法
重症化予防対象者	1,308人	50%	結果説明会で受診勧奨と生活改善支援 かかりつけ医と保健指導実施者との連携 適切な生活改善や受診行動への支援
特定保健指導対象者	530人	60%	行動目標・計画の策定

7 データの保管と管理方法

特定健診・特定保健指導の記録の管理は、特定健診等データ管理システムの電子データを保存して、その管理を福井県国民健康保険団体連合会に委託します。

記録の保存義務機関は、特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準第10条の規定で、記録の作成の日から最低5年間か、加入者が他の保険者の加入者になった日の属する年度の翌年度の末日までになっています。

小浜市国保では、被保険者が生涯にわたり自己の健診情報を活用し、健康づくりに役立てる支援を行うために、被保険者の加入期間中は、できる限り記録の長期保存を行います。

8 個人情報保護対策

特定健診・特定保健指導の実施にあたっては、個人情報保護に関する法律、同法に基づくガイドラインと小浜市個人情報保護条例などを遵守し、適正に管理します。

また、特定健診・特定保健指導を外部に委託するときは、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止などを契約書に定めるとともに、業務委託先の履行状況を管理します。

9 特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者医療の確保に関する法律第19条第3項の規定により、特定健康診査等実施計画の公表を行います。

（問合せ先）〒917-8585 小浜市大手町6-3
小浜市役所 市民課 TEL0770-53-1111

